

12月1日から「労災保険特別加入推進旬間」を実施

業務・通勤中の事故に対し補償を行うのが労災保険ですが、その補償対象はあくまで「労働者」です。事業主、法人役員や一人親方の皆様は、「労災保険特別加入」制度に加入しない限り、労災保険の補償対象となりません。しかし、この制度については、未だ十分に周知・普及されていないのが現状です。

①新たに法人役員に
就任した。

②元の会社では労働者だが、
出向先で社長となった。

③長年労働者であったが、
一人親方として独立した。

など労災保険特別加入への加入が必要となるケースは様々です。

他の労働者と同様に現場・職場の第一線で労働し、業務・通勤中に被災されたにもかかわらず、労災保険に特別加入していなかったために、まったく補償が受けられず、大変に苦勞されたという例も少なくありません。また、現場で請負業務を行う協力会社の労働者、事業主等の業務災害でも、現場を統括管理する建設ゼネコン、製造工場に、災害の発生原因があった場合、発注元の企業が民事上の損害賠償責任を負うこともあります。特に事業主等が被災者であった場合、公的補償がない、あるいは少ない分、損害賠償額が高額となります。



事業主等が労災保険の補償対象となるためには、労災保険への特別加入が必要で、発注元企業には協力会社も含めた業務災害の防止と、発生時の補償対策を考える必要があります。

そこで当協会では、12月1日から12月10日までを「労災保険特別加入推進旬間」とし、この活動の一環として旬間に先がけ「製造業 協力会社賠償対策セミナー」を開催いたします。

ぜひともご参加いただき、自社のみならず関係会社も含め「労災保険特別加入」についてご検討ください。

参加無料 製造業 協力会社賠償対策セミナー

開催のご案内 主催 社団法人 名北労働基準協会 後援 名古屋北労働基準監督署

日時 平成24年11月29日（木）午後1時30分～午後4時30分
会場 中日パレス「アイリスの間」 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル5階
会費 無料 定員 60名（定員になり次第締め切ります）

●挨拶 名古屋北労働基準監督署 次長 中村和嗣氏

●協力会社に対する製造業元方事業場としての安全衛生管理活動の推進について

宮路労働安全コンサルタント事務所 所長

労働安全コンサルタント 宮路 勝氏



●公的保険制度の概要と国の保険のブラックホールについて

社団法人 名北労働基準協会 専門相談員・社会保険労務士 佐野孝輔



●協力会社に対する製造業元方事業場としての安全配慮義務の範囲について

福岡宗也法律事務所 弁護士 愛知労働局紛争調整委員 庄司俊哉氏



お申込みは、総合受付 電話 052-961-1666・FAX 052-962-1670まで。詳しくは本誌同封の案内をご覧ください。